第４章　自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

第１節　自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる

重点目標

児童生徒が安心して豊かな学校生活を送れるよう小中一貫教育の取組を柱とした継続的計画的な学習指導、生徒指導を行い、学力の向上や問題行動等への取り組みを行う。また、学校全体として学校の課題を共有し全職員と保護者、地域の方々や学校評議員とが連携し「チーム学校」として子ども達を支援する。さらに、教師が高い資質や能力を持ち教育実践が行えるよう、学習指導方法の研究、研修等の充実を図る。

施策事業の概要

１　学力向上の推進

（１）那覇市学力向上推進計画「ふくぎ　じんぶな～プラン」～つなぐ　むすぶ　ひらく～

那覇市学力向上推進計画では、那覇市の教育目標である「人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成」を実現するために、その推進の目標を「社会に開かれた教育課程」の実現による、豊かな創造性を備えた持続可能な社会の創り手となる幼児児童生徒の育成を目指す。

令和５年度の学力向上推進計画では、①児童生徒一人一人が大切にされ、よさや可能性をのばす学級経営、②「確かな学力」の育成、③基本的な生活習慣の確立、④学力向上マネジメントの推進の取り組みについて小中一貫教育を柱として幼児教育から義務教育の 12 年間の学びの充実を図っていく。

特に、①児童生徒一人一人が大切にされ、よさや可能性をのばす学級経営において、授業の基盤となる支持的風土をつくる学級経営を中心に取り組み、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育む学習活動の展開を工夫し取り組む。

②「確かな学力」の育成において、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業づくり等について取り組む。また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学びの連続性や指導と評価の一体化を意識した授業改善を図る。

ア　児童生徒一人一人が大切にされ、よさや可能性を高め伸ばす学級経営

(ｱ)　授業の基盤となる支持的風土をつくる学級経営

学級経営の充実を図り、教師と児童生徒の信頼関係、児童生徒間の人間関係を築くこと、児童生徒が安心して自分の思いや考えを表現できる支持的風土をつくる学級経営を目指す。学級経営の充実が図られ、学びに向かう学習集団の形成を図ることが「主体的・対話的で深い学び」の支えになる。その学びの実現のため学級においては、お互いの考えを認め合う集団の中で感じたことや考えを素直に共有し、お互いに考えを広げ深めることができる学級、授業の基盤となる支持的風土をつくる学級経営に努める。

ａ　児童生徒理解に努める

○児童生徒との信頼関係構築を図るため、授業中・休み時間・給食時間・清掃時間・始業前などに積極的に児童生徒に関わり、児童生徒理解に努める。

・授業では児童生徒の実態をみながら意欲を引き出す発問を行ったり、頷きながら話を聴く態度を育てたり、意図的な指名などを行う。

・休み時間には、気になる児童生徒の行動観察をしたり声かけしたりしながら児童生徒の

様子を把握する。

・清掃時間には、安全管理に配慮しながら頑張っている児童生徒へ励ましや称賛、労いの声をかける。

・始業前には教室で、笑顔で挨拶を交わし、児童生徒を迎え入れる。

b　学習環境を整える

〇児童生徒一人一人を大切にした対応に努める。

・児童生徒を「さん」づけ呼称で丁寧な言葉遣い

・清潔感のある教室や集中できる前面黒板・温かさを感じる背面黒板など教室環境を整える。

・授業に関連する学習内容や児童生徒が互いに励まし合うような作品、個人の活躍等がわかる掲示を行う。

c　お互いの考えを尊重し認め合える学級

〇自分や友達の考えが尊重され，自分のよさや可能性を伸ばす学級経営に努める。

・学校や学級の集団活動としての規律を守ることや，話を聞く態度やけじめのある態度などを大切にする。

・学級目標を児童生徒一人一人が話し合いの中で決め，学級内の様々な諸問題を解決していくような自主的な活動に取り組む。

◎学級経営に係る校内研の充実

・学級活動に係る研修　・児童生徒理解に係る研修　・人権に係る研修（LGBT を含む）

・いじめ，不登校，虐待防止に係る研修　・キャリア教育に係る研修　・服務規律に係る研修

(ｲ)　合意形成・意思決定や自己有用感・自己肯定感を大切にした学習活動の展開

児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくために生徒指導の自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、合意形成・意思決定や自己有用感・自己肯定感を活かした活動に取り組み、児童生徒一人一人が大切にされ、よさや可能性を伸ばす学級経営に努める。

(ｳ)　学級経営ＰＤＣＡサイクル

a　目指す学級の姿を明らかにし、児童生徒及び学級の実態を把握し、学級経営案を立て、実践しながら適宜振り返る

Ｐ　計画を立てる

学校教育目標や学校長の学校経営方針に基づき、学級目標や学級経営案を作成する。

Ｄ　実践する

児童生徒に学級目標を意識させ、それを具現化するために、計画的な手立てを考えさせる。教師は児童生徒の活動を見守りながら、適宜称賛したり助言したりする。

Ｃ　評価する

教師は、実践途中で適宜、児童生徒の活動を振り返る時間と場を保障する。児童生徒には計画したことが実践されているか振り返り、教師は目的意識を持たせて実践したことが、学級目標に沿っているかというような視点で振り返る。

Ａ　改善する

教師は、児童生徒の実態を把握し、学級経営の改善を図る。

b　学級経営チェックシートを作成し、評価する

学級経営案にもとづいて、活動の評価をする際に教師自身の評価をするチェックシートを

作成し評価する。学級の児童生徒の教育相談アンケートや生活アンケートなどを参考資料として活用し学級経営に関して総体的に評価する。

(ｴ)　児童会・生徒会を中心とした活動の充実

イ　確かな学力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業づくり

各教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱を明確にし、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら考えを広げたり深めたりするために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進める。

(ｱ)　「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

身に着けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

子供たちが、各教科の学びの過程の中で身に付けた資質・能力で習得した３つの柱を活用・発揮しながら物事を捉え思考することを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり新たな資質・能力が育まれたりしていくことが重要である。教員はこの中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

(ｲ)　言語活動の充実

習得、活用、探究のいずれかの場面においても、各教科における学習活動の基盤となるのは言語の能力となる。また、豊かな心をはぐくむことや人間関係を形成する上でも重要である。各教科等の目標を達成するために、言語活動を効果的に位置づける。

(ｳ)　指導評価の一体化

学習指導要領で示されている「学力の３つの要素と評価の観点との整理」や各教科等における「見方」「考え方」について指導と評価の一体化を図り、学習内容の確実な定着を目指す。

観点別評価規準を明確にし、児童生徒にどんな力が身についたのか的確に捉え、指導の改善を図る流れを確立する。

（２）那覇市教育課程研究協議会

学習指導要領が平成 29 年３月に告示され、小学校では令和２年度、中学校では令和３年度から全面実施となった。その移行期間として、平成 30 年度より小学校・中学校とも一部先行実施となっている。那覇市教育委員会では、平成 29 年度より教育課程研究協議会を立ち上げており、学習指導要領への移行を確実なものとする。以下に那覇市教育課程研究協議会実施要項の一部を記載する。

ア　趣旨

(ｱ)　学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導と評価の説明及び研究報告会を実施することで、各教科におけるモデルとなる学習活動を示す。

(ｲ)　目指す資質・能力の育成のため、各教科における指導と評価の在り方について全職員に周知し、学習指導要領の着実な実施を図る。

(ｳ)　小中一貫教育を柱として、児童生徒の連続した学びを意識した研究を行う。

イ　教育課程研究協議会の果たす役割

学習指導要領に対応した指導の在り方等の実践的検証に基づく提案を行う。

ウ　研究協議会の内容

(ｱ)　学習指導要領の趣旨に沿った指導と評価の在り方についての説明

(ｲ)　目指す資質・能力の育成のための、各教科等における具体的な指導方法の研究

(ｳ)　研究の成果等についての研究報告

エ　教科別研究部会及び研究委員

国語、算数・数学、理科、社会、外国語活動・外国語、特別の教科 道徳、特別活動の７部会を設置し、小学校３名程度、中学校３名程度（計６名程度）の研究委員による小中合同の研究部会とする。

オ　担当指導主事

教科別研究部会は、各部会を１～２名の指導主事が担当する。担当指導主事は、原則、那覇市教育委員会指導主事とする。

カ　研究方法

(ｱ)　年間７回の教科別研究部会（以下、各部会）を開く。また、研究のまとめを報告書で行う。

(ｲ)　「第２回那覇市教育課程研究協議会」を各部会で開催し、指導と評価についての説明ならびに研究報告会を実施する。全ての教科等についての説明を指導主事が行う（教育センター等からの講師派遣も可能）。

(ｳ)　各学校において、「第３回那覇市教育課程研究協議会」を実施し、学習指導要領の趣旨に沿った指導と評価の在り方について全教諭で共通理解を図る。

(ｴ)　カリキュラム・マネジメントの視点で、令和５年度の成果と課題を集約し、今後へつながる対応策を考える。

（３）令和４年度　全国学力・学習状況調査の結果

ア　正答率の全国との差（各教科の合計正答率）

年度	小学校			中学校			
	国語	算数	理科	国語	数学	英語	理科
平成31年 (令和元年)	+6.2	+3.4		−2.8	−3.4	−3.0	
令和２年	実　施　な　し						
令和３年	+3.3	+1.8		−2.6	−2.2		
令和４年	＋0.4	−0.2	−0.3	−2.0	−5.4		−3.3

イ　全国平均正答率以上の学校数

年度	小学校			中学校			
	国語	算数	理科	国語	数学	英語	理科
平成31年 (令和元年)	31	25		3	4	4	
令和２年	実　施　な　し						
令和３年	27	18		4	3		
令和４年	20	13	16	3	1		1

ウ　学校間の正答率の差（最上位校と最下位校の正答率の差）

年度	小学校			中学校			
	国語	算数	理科	国語	数学	英語	理科
平成31年 (令和元年)	28.6	24.2		14.0	14.3	12.9	
令和２年	実　施　な　し						
令和３年	20.0	23.0		11.0	18.0		
令和４年	23.0	27.0	28.0	20.0	28.0		17.0

２　防災教育、キャリア教育、人権教育等の充実及び不登校児童生徒の支援

（１）防災教育の充実

ア　各学校では、災害時における「危機管理マニュアル」の作成・見直し・改善を行い、家庭・地域と連携した防災教育の実施を通して、避難経路や保護者引き渡し方法を確認する等、体制づくりに努める。

イ　避難訓練等を通して、実践的な防災教育を行い、児童生徒の危険回避能力を育成する。

ウ　各学校の消防計画に基づいた防火管理体制のもと、日常的・定期的な安全点検を実施し、危険箇所の改善を図り、適切な訓練等を実施する。

（２）キャリア教育の充実

教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努める。

ア　キャリア教育の推進に向けた校内体制等の充実

イ　学ぶことと実生活等を結びつけた授業展開

ウ　指導効果を高めることを目的としたキャリア教育の視点に基づく地域教育資源の活用

（３）人権教育の充実

人権教育の充実に向けて、各学校においては全体計画の作成および見直しを行い、校内における指導体制を充実させるとともに、教職員の人権意識の向上に努める。

ア　学校の取り組み

・教育相談週間等の実施

・定期的なアンケートの実施

・毎月の「人権の日（人権を考える日）」の実施

・人権教育に関する全体集会、学年集会の実施

イ　教育委員会の取り組み

・各学校の人権教育担当者との連携、情報提供、指導助言

・LGBT 等研修会の実施

・「学校における LGBT 等への配慮に関する指針」等の周知

ウ　その他

人権に関わるいじめ、性の多様性、男女平等、エイズ教育、偏見・差別問題、介護・福祉問題、北朝鮮拉致問題、外国人理解、ハンセン病理解、身障者理解、世界人権宣言、子どもの権利条約等を盛り込むなど、人権教育における内容の充実を図ることを推奨する。

（4）平和教育

平和教育の充実に向けて、各学校においては全体計画の作成及び見直しを行い、郷土の歴史的な特性を理解することや平和教育関連施設の活用を推進し、平和教育の充実を図る。

ア　学校の取り組み

・各教科や総合的な学習の時間において、児童生徒による調べ学習の実施

・図書館等での資料展示を一定期間実施

・「平和集会」の実施

・戦争体験者や地域人材等の外部講師による講話

・「対馬丸記念館」「沖縄県平和祈念資料館」等の平和教育関連施設及び戦跡を活用し、郷土の歴史的な特性を理解

イ　教育委員会の取り組み

・学校の教育活動全体を通じて平和教育が推進できるように指導・助言を行う。

・「平和教育担当者研修会」を 5 月に「対馬丸記念館」で開催し、外部講師による講話・施設案内、平和教育関連施設等の活用紹介、各学校の取組について情報共有等を行い、平和教育の推進を図る。

（5）道徳教育の充実

命の大切さや共生の心、規範意識や自立心などの豊かな心の育成に努める

ア　学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

イ　「特別の教科　道徳」（道徳科）の充実を図る。

・「考え、議論する道徳」（授業の質的な転換と量的な授業時数の確保）

（6）国際理解教育・外国語教育

世界の平和と発展に貢献できる能力と態度を身に付けた幼児児童生徒の育成に努める。

ア　学校の教育活動全体を通じた国際理解教育の充実を図る。（国際理解教育の推進）

(ｱ)　各教科等の目標と内容をふまえた全体計画を作成し、計画的に指導を行う。

イ　英語によるコミュニケーション能力の育成を図る。（外国語教育の推進）

(ｱ)　市内小中学校に配置される英語指導員（AET/JTE）を活用し、異文化理解の充実とコミュニケーション能力の向上を図る。

(ｲ)　年一回、異文化交流会（ICE プログラム）を実施し、国際的視野を育むとともに、コミュニケーションへの積極的な態度を育成する。

ウ　帰国・外国人児童生徒に係る日本語教育の充実を図る。（日本語指導の推進）

(ｱ)　該当する児童生徒の実態把握に努め、日本語指導協力者を積極的かつ効果的に活用する。

（7）子どもたちの精神的なケア体制の整備による不登校対策の充実

ア　不登校等対策の取り組み

(ｱ)　不登校等対策委員会

那覇市立小中学校の不登校問題の現状把握と、不登校への対応について協議する「不登校等対策委員会」を設置し、「不登校・問題行動等の状況把握学校訪問」「不登校対策研修会」「なは市登校支援リーフレット」他の不登校対策事業が有機的に機能するよう努める。

(ｲ)　不登校・問題行動等の状況把握学校訪問の実施

小中学校における不登校・問題行動等の実態を把握し、望ましい支援方法や取り組み等について意見交換及び助言等を行う。さらに、教育相談・生徒指導体制の充実・強化に資する目的で、年間を通して随時学校訪問し、継続的な支援を行う。

(ｳ)　不登校対策研修会の実施

那覇市における不登校の実態を把握し、小中が連携した支援の方法や取り組みについて情報交換を行うことにより、不登校の未然防止及び教育相談・生徒指導体制の充実強化に資する事を目的に「不登校対策研修会」を８月と１月の年２回、那覇市立全小中学校の管理職及び生徒指導・教育相談担当等の教諭を対象に実施する。

(ｴ)　なは市登校支援リーフレットの配付

不登校・登校しぶりのある児童生徒への支援、欠席しがちな児童生徒への早期対応の流れ、不登校予防のチェックリスト、不登校の未然防止の取り組みが一覧できるリーフレットを作成・配付することで、那覇市の全小中学校の全ての教職員が同水準の不登校対策の取り組みができることを目指す。

イ　教育相談（相談室「はりゆん」）事業

複雑化、深刻化する青少年問題に対応するために、心理相談の専門職として心理士及び教育相談員を配置するとともに、困難ケースについては精神科医からのスーパーヴァイズを受け、青少年相談の充実強化に努める。

(ｱ)　電話相談

相談専用電話である「青少年ダイヤル『なは』」（ＴＥＬ：９４１－７８６７（なやむな））では、青少年自身や保護者等からさまざまな相談を受ける。内容は素行上の問題、不登校、しつけ上の悩み、発達に関する相談等、多岐にわたる。

(ｲ)　来所相談

青少年に関するいろいろな悩みについて、青少年自身や保護者等からの相談はもとより、学校や他機関からの紹介を受けて相談を行う。青少年自身との面接だけでなく、保護者等との面接、学校との連携を行う。相談内容によっては心理検査等を行い、必要に応じて他機関を紹介する場合もある。複雑化したケースについては、問題解決に向けての見通しや問題の軽快がみられるまで継続的に相談を行う（継続相談）。その他、保護者からの申請を受けて、翌月はじめに「来所日報告」、学期末に「経過報告書」を送ることにより学校と連携を図る。原則として週１回の来所であるが、ケースによっては来所回数を調整している。継続相談のプログラムとして次のものがある。

ａ　集団・体験活動

集団適応を図るため、スポーツ活動、ものづくり活動（バステルン）、その他の集団活動（不定期）、夏休み子ども体験教室等

(ｳ)　教師のメンタルヘルス

教師の抱えるストレスフルな問題や悩みに対応するため、心理士や指導主事が来所、訪問、電

話等で相談を受け援助を行う。

ウ　自立支援教室（あけもどろ学級）事業

心理的・情緒的不安が要因で登校できない子ども達に安心できる居場所を与え、自主性や社会性の育成と人間関係の改善を図り、学校適応･社会的自立を促進するために、相談室「はりゆん」と連携して自立支援教室「あけもどろ学級」を設置する。また、「あけもどろ学級」は学校と連携しながら指導を行う。

エ　自立支援教室（きら星学級）事業

「遊び・非行」傾向の不登校及び長期欠席等の不登校で、学校外での指導や相談を必要とする児童生徒に対し、日中の居場所を確保し、必要な支援を行う。「きら星学級支援員」が学習や相談をはじめ、栽培活動、職場体験、創作活動、及びスポーツ活動等の体験活動を通じて児童生徒の支援に当たっている。また、きら星学級での支援にとどまらず、支援員が必要に応じて直接学校に出向いての学校支援も行っている。さらに、通級困難な児童生徒に対しては、アウトリーチ（家庭訪問や送迎等）を行い、支援の拡充を図っている。

オ　学校での教育相談の支援（教育相談支援事業）

不登校または不登校傾向のある児童生徒と、子どもの不登校等に関し悩みを持つ保護者に対する支援を充実させる目的で、児童とその保護者に対応するための教育相談支援員を市内全小中学校に配置する。教室に入る事ができない児童生徒を相談室で対応しながら教室復帰への手助けや、家庭訪問による登校支援や保護者に対する相談、支援等を行う。

カ　学習支援室（てぃんばう）事業

各中学校の不登校や登校しぶりのある生徒、相談室「はりゆん」、あけもどろ学級、きら星学級及びむぎほ学級へ来所する児童生徒に、学習支援を行う。また、社会的自立を促すことを目的に、中学校を卒業して高等学校への進学を希望している青少年に高等学校入試へ向けた学習支援を行う。

キ　街頭指導（がいとうＰｏｌａｒｉｓ）事業

専任指導員を中心に、青少年の問題行動がよくみられる繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺等での街頭指導を行い、非行の未然防止と早期発見、早期対応に努める。

また、専任指導員は、学校との連携や地域で活動している青少年指導員の指導技術等の向上にも努めている。

(ｱ)　市内広域街頭指導（ブロック巡回指導）

市内 17 中学校区を５ブロックに分け、巡回計画に従って、平日の午前と午後に専任指導員を中心とした街頭指導を実施する。必要に応じて学校とも連携しながら巡回指導を行う。

(ｲ)　市内重点地域街頭指導

繁華街、公園、ゲームセンター等の青少年のたまり場となりやすい場所を重点的に、街頭指導を実施する。

(ｳ)　夕方の街頭指導（毎週月・水・金曜日）

学校の就業時間後、５ブロックと重点地域の街頭指導を実施する。

(ｴ)　夜間街頭指導（第１金曜日【教育相談課主催】）（第３金曜日【青少協主催】）

第１金曜日は専任指導員やボランティアで、繁華街を中心に街頭指導を実施する。

第３金曜日は青少協・青少年指導員と連携し、街頭指導を実施する。

(ｵ)　特別街頭指導

那覇ハーリー、那覇大綱挽まつり、琉球王朝祭り首里等の全市的な催しや中体連関係の大会及

び中学校卒業式等の際に、会場内や会場周辺を専任指導員が巡回指導する。なお、青少年指導員は主催団体や中学校の依頼により巡回指導を実施する。また、「青少年の深夜はいかい防止」「未成年者飲酒防止」県民一斉行動へも参加する。

(ｶ) 団体の育成と支援

那覇市青少年指導員連絡協議会を支援し、会の自主的な運営を促進するとともに、他の青少年関係団体との連携を図る。併せて青少年指導員の資質向上を図るための研修会を開催する。

(ｷ) 社会環境実態調査

青少年のための環境を整備することを目的に、沖縄県からの委託を受け、沖縄県保護育成条例第 20 条に基づき、興行場やカラオケボックス、有害図書販売店などに立ち入り、条例の遵守状況等の調査を行う。

ク 校内自立支援事業

様々な理由で不登校・別室登校になった児童生徒に対し、学校内に学習支援室を設置し、学習支援員を配置して当該児童生徒の学習を支援することで、学級復帰・不登校解消に努める事業。令和４年度は３校(小学校２、中学校１)にて実施。沖縄県委託事業。

（８）児童生徒への対応

ア 生徒サポーター派遣事業

中学校では、いわゆる保健室登校、相談室登校と呼ばれている、学校には来るが教室には入らない生徒もいる。そこで平成 16 年に、地域（校区内）の青少年育成者などから人材を選び、生徒サポーターとして関係中学校に派遣。学級復帰を目指し、相談、学習支援、体験活動等を通じて生徒支援を行った。学校内での居場所づくり、問題の未然防止、学級復帰に大きな力となった。

生徒サポーターは年々増員が図られ、平成 19 年度から市内全 17 中学校に生徒サポーターを配置するに至った。令和５年度も引き続き市内全 17 中学校に生徒サポーターを配置する。

イ 小中学校生徒指導主事連絡協議会

生徒指導担当教諭としての役割について認識し、問題行動等の未然防止や健全育成の観点から生徒指導実践力を高める研修会を実施し、さらに生徒指導主事同士の連帯および、関係機関とのネットワークを広げる研修会の充実を図る。

令和５年度内容（予定）

回	月　日	ねらい
第１回	４月 20 日	・不登校児童生徒への対応について共通理解を図る。 ・令和４年度那覇市内の生徒指導の状況を理解し対応方法を考える。
第２回	５月 23 日	・自傷行為(リストカット)への対応について共通理解を図る。 ・なは市登校支援リーフレットを活用した支援の方法の共通理解を図る。
第３回	６月 29 日	・児童会、生徒会活動との連携について共通理解を図る。（事例協議） ・別室対応等の生徒への支援について共通理解を図る。（実践事例紹介）
第４回	11 月６日	・関係機関との連携（子育て支援室・児童相談所） ・小中一貫教育の推進（生徒指導と教育相談の連携）について（実践事例紹介）
第５回	令和６年 １月 26 日	・問題行動等の未然防止に向けた協議を通し連携を図る。 ・積極的な生徒指導の取り組み事例協議・実践事例紹介
第６回 (中学校のみ)	２月 19 日	・卒業式に向けて積極的な生徒指導の取り組みについて協議する。 ・積極的な生徒指導の取り組み（今年度の反省）

３　特別支援教育に関する支援の充実

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

（１）校内支援委員会の充実

全教職員で特別支援教育の理解と認識を深め、指導体制の工夫・改善に取り組むことで校内支援委員会の充実を図り、幼児児童生徒一人ひとりのニーズを的確に把握する。

（２）教育支援計画・個別の指導計画の作成

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し活用する。これらの計画のもと一貫した支援を行い、積極的な社会参加・自立に向けた取組を推進することで、幼児児童生徒一人ひとりの能力や特性が発揮できるようにする。

（３）特別支援学級・通級指導教室における教育課程の編成

児童生徒の障がいの状態、特性等や学級の実態に即した教育課程を編成することにより、見通しのある充実した教育活動を行うことができるようにする。

（４）専門的知識・経験を有する者による学校支援

教育相談員及び特別支援教育指導コーディネーターを計画的に活用し、担任・学校関係者、保護者への支援・指導、相談等を行う。

（５）保健、福祉、医療等との連携体制の構築

専門家チームの要請指導により指導･助言等を行い、支援体制を強化する。

（６）指導力の向上を図る研修の充実

ア　特別支援学級担任研修

イ　通級指導教室担当者連絡会

ウ　特別支援教育補助員研修会

エ　特別支援教育コーディネーター連絡会

（７）園職員や保護者を対象とした就学説明会の実施による就学に関する理解を図る。

４　校務支援システムの活用

市内小中学校に校務支援システムを活用し、校務の効率化を図り、教師と児童が向き合う時間を確保することで、教育の質と学力のさらなる向上を図る。校務支援システムを活用してできる主な業務としては、通知表や指導要録、調査書の作成、出席状況の集計作業等があり、これらを一元化することで、転記ミスの防止や帳票の作成にかかる時間の短縮が期待できる。また、二要素認証システムを導入し、情報漏洩対策に取り組んでいる。

５　学校保健・学校安全

（１）学校保健

学校保健安全法に基づき、那覇市医師会、南部地区歯科医師会、那覇市学校薬剤師会、医療機関ならびに学校の協力を得て、児童生徒の健康保健増進のため、次の事業を実施し、学校保健の推進に努める。

ア　学校保健事業

(ｱ)　児童・生徒・園児の健康管理

検診名	実施時期	検診科目	対象者
定期健康診断	６月30日まで	内科･眼科･耳鼻咽喉科	全児童･生徒･園児
		歯　　科	全児童･生徒･園児
		蟯虫検査	中学校を除く全児童・園児
		心臓検査	小学校１年･中学校１年
		尿・視力検査	全児童･生徒･園児
就学時健康診断	９月～10月	内科･歯科･視力･聴力	次年度小学校入学予定児童
小児生活習慣病検診	夏休み期間中	採血 身体測定	小学校４年生で学校定期健診において肥満度 20％以上と判定された児童（保護者の同意有り）
		医師の面談 栄養指導	

(ｲ)　職員の健康管理

(職員健診)

時　　期：９月 30 日まで

対 象 者：全職員

検診科目：身体計測、腹囲、視力、聴力、血圧、尿、貧血検査、胸部Ｘ線直接撮影、ＬＤＬコレステロール、中性脂肪、ＨＤＬコレステロール、肝機能検査、血糖、心電図、医師の検診、ＨｂＡ１ｃ、クレアチニン、胃検診（40 歳以上）

(その他)

職員のメンタルヘルス対策（ストレスチェック実施、産業医配置）

(ｳ)　環境衛生管理

実施項目	実施時期	対象	実施者
飲料水定期水質検査※	６月～９月	各小中学校	委託業者
水泳プール定期水質検査※	６月～９月	各小中学校	委託業者
照度及び照明環境検査	年度中に２回	各小中学校	学校薬剤師
学校のゴミ処理	通年	各小中学校	委託業者

（２）学校安全

安全教育と安全管理を総合した計画を策定し、その推進の強化に努める。

ア　安全教育の徹底と管理の充実

(ｱ)　学校安全について、児童生徒の認識と自覚を高め学校内外における事故の防止に努める。

(ｲ)　学校施設・設備の定期安全点検を強化し、危険場所の排除に努める。

(ｳ)　登下校中における安全管理（スクールゾーン及び通学路の整備、学校安心安全支援員の配置）の強化に努める。

(ｴ)　日本スポーツ振興センター法に基づいて日本スポーツ振興センター保険に加入し、学校管理下における児童・生徒等の災害については災害共済給付を受ける。給付の種類は、医療費、障害見舞金、死亡見舞金の３つであり、医療費の給付額は通常療養額の４割である。

イ　令和５年度センター共済掛金額　　単位：円

	保護者負担	那覇市の負担	国の負担	合　計
一般児童生徒	270	205	0	475
準要保護児童生徒	0	475	※	475
要保護児童生徒	0	35	※	35

※実績に応じた充当補助あり（センターに対する国庫補助の範囲内）

ウ　令和４年度におけるセンターへの共済掛金払い額及びセンターからの災害給付額

単位：円

	共済掛金支払額	共済給付額
小学校	8,817,010	5,347,097
中学校	3,994,675	7,451,148
計	12,811,685	12,798,245

（３）令和４年度学校事故発生状況

ア　負傷の場合別災害発生状況　　単位：件数

	各教科	特別活動	学校行事	課外指導	休憩時間	通学中	計
小学校	295	71	12	0	239	24	641
中学校	139	16	23	197	46	4	425

イ　負傷の種類別災害発生状況　　単位：件数

	骨折	捻挫	脱臼	挫傷･打撲	挫創	切創	裂創	その他（疾病含む）	計
小学校	169	138	10	212	15	1	27	69	641
中学校	112	86	6	114	6	4	4	93	425

６　学校給食

（１）学校給食の実施状況

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として活用できるように工夫している。また、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送るのに不可欠な、栄養バランスのとれた食事のモデルとして、家庭における日常の食生活や、児童生徒の日常又は将来の食事作りの指標になるよう、献立作成において配慮している。

ア　給食実施人員

小学校：18,362 人　中学校：8,730 人　合計：27,092 人（若夏分教室・分校除く）

イ　学校給食費

学校給食法では、学校給食の運営に要する経費のうち、食材費と光熱水費等は保護者が負担するものとしているが、那覇市では食材費のみを学校給食費として徴収している。

学校給食費の月額(児童生徒１人当たり、年 11 月徴収)　小学校：4,500 円　中学校：5,000 円

（２）学校給食摂取基準

「学校給食摂取基準」の基準値設定の考え方は次のとおりである。

厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準(以下「食事摂取基準」という。）(2020 年版)」が定めた目標量又は推奨量の３分の１とすることを基本としつつ、不足または摂取過剰が考えられる栄養素については「昼食必要摂取量」の中央値程度を学校給食で摂取することとして、「食事摂取

基準」の推奨量または目標量に対する割合を定め、基準値が設定されている。

【児童又は生徒１人１回当たりの学校給食摂取基準】

区分	基準値			
	児童（6歳～7歳）の場合	児童（8歳～9歳）の場合	児童（10歳～11歳）の場合	生徒（12歳～14歳）の場合
エネルギー（kcal）	530	650	780	830
たんぱく質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%			
脂質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%			
ナトリウム（g）（食塩相当量）	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム（mg）	290	350	360	450
マグネシウム（mg）	40	50	70	120
鉄（mg）	2	3	3.5	4.5
ビタミンA（μgRAE）	160	200	240	300
ビタミンB_1（mg）	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB_2（mg）	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC（mg）	20	25	30	35
食物繊維（g）	4以上	4.5以上	5以上	7以上

（注）　表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛・・児童（6～7歳）2mg、児童（8～9歳）2mg、児童（10～11歳）2mg、生徒（12～14歳）3mg

（３）方式別給食実施状況

ア　那覇市学校給食センター　　令和５年５月１日現在（人）

番号	センター名	所長	副所長	栄養士・栄養職員等	事　務	調理員	運転手	学校名	児童・生徒数 学校計	児童・生徒数 合計	委託開始年月
1	首　里センター	1	1	2(2)	3(3)	24(13)	－	城東小 城南小 石嶺小 松島中 松城中 石嶺中 首里中	490 388 830 634 210 486 699	3,737	
2	安　謝センター			1(1)		－	－	安謝小 那覇中	564 595	1,159	H24.3
3	銘　苅センター			1(1)		－	－	銘苅小 若狭小 上山中	598 286 376	1,260	H26.4
4	大　名センター			1(1)		－	－	大名小 城北小 城北中	171 682 416	1,269	H27.7
5	小　禄センター		1	2(2)	3(3)	28(15)	4(2)	小禄小 垣花小 さつき小 城岳小 天妃小 開南小 小禄中 金城中	359 212 567 574 405 406 704 551	3,778	
6	天　久センター			2(2)		－	－	天久小 安岡中	725 847	1,572	H24.3
7	鏡　原センター			1(1)		－	－	小禄南小 鏡原中	672 660	1,332	H31.4
8	高　良センター			2(2)		－	－	高良小 宇栄原小	835 571	1,406	R4.8
9	真和志センター		1	2(2)	3(3)	21(12)	－	仲井真小 真地小 大道小 与儀小 壺屋小 真和志中 石田中 仲井真中	661 463 272 259 246 250 411 461	3,023	
10	神　原センター			1(1)		－	－	神原小 神原中	368 323	691	H22.4
11	古　蔵センター			1(1)		－	－	古蔵小 古蔵中	706 581	1,287	H23.4
12	上　間センター			1(1)		－	－	上間小 寄宮中	546 526	1,072	H30.12
センター計		1	3	17(17)	9(9)	73(40)	4(2)	小学校計	中学校計	総　計	
								12,856	8,730	21,586	

※１　栄養士・栄養職員等（　）数字は県費負担職員で内数
※２　事務、調理員、運転手（　）数字は会計年度任用職員で内数。
※３　小禄センター以外の運転手は民間委託
※４　神原、古蔵、銘苅、安謝、天久、大名、鏡原、上間、高良センターは調理業務民間委託

イ　単独給食校　　（人）

番号	学校名	児童・生徒数	栄養士・栄養職員等	調理員	委託開始年月
1	城西小	630	1(1)	7(4)	
2	真嘉比小	577	1(1)	7(4)	
3	泊小	743	1(1)	8(5)	
4	松川小	503	1(1)	5(2)	
5	識名小	611	1(1)	－	H19.7
6	真和志小	456	1(1)	－	H21.7

（人）

番号	学校名	児童・生徒数	栄養士・栄養職員等	調理員	委託開始年月
7	松島小	580	1(1)	7(4)	
8	金城小	697	1(1)	－	H21.7
9	曙小	274	1	4(1)	
10	那覇小	435	1	6(3)	
	小学校計	5,506	10(8)	44(23)	

※１　栄養士・栄養職員等（　）数字は県費負担職員で内数
※２　調理員（　）数字は会計年度任用職員で内数
※３　識名小、真和志小、金城小は、給食調理業務民間委託校

7　生活リズム確立の推進

（1）望ましい生活リズムの確立

ア　「早寝早起き朝ご飯」「食べて動いてよく寝よう」についての取り組みの充実

・就寝、起床、朝食摂取、運動などについて児童生徒の望ましい生活リズムを確立させるため児童生徒への各教科等と関連した指導、保護者への啓発を充実させる。

（例）市の「児童生徒の生活習慣に関する調査」結果を学校便り等で発信する。

※　生活リズムの確立の推進に関する資料

就寝時刻について

推奨時刻	保幼こ	小学校		中学校
	９時まで	低学年（９時まで）	高学年（１０時までに）	１１時までに
令和２年 11 月	22.8%	20.4%	51.6%	49.4%
令和３年 10 月	16.8%	21.6%	52.2%	49.5%
令和４年 11 月	17.8%	24.4%	52.0%	43.5%

起床時刻

	保幼こ	小学校	中学校
	６時半まで	６時半まで	６時半までに
令和２年 11 月	24.6%	47.8%	35.2%
令和３年 10 月	22.7%	45.1%	33.3%
令和４年 11 月	21.3%	42.5%	32.2%

朝ご飯

毎日摂取	保幼こ	小学校	中学校
	100%	95%以上	85%以上
令和２年 11 月	86.8%	83.6%	79.9%
令和３年 10 月	88.2%	81.8%	78.1%
令和４年 11 月	89.8%	81.2%	77.1%

イ　部活動等の適正化と質の向上

・小学校は、スポーツ少年団等の活動における適切な練習時間や休養日について学校内や地域指導者と調整し、児童のバランスの取れた生活や成長に配慮する。

・中学校は、参加しやすい実施形態等を工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定し、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮する。

・「那覇市運動部（文化部）活動等の在り方に関する方針」に沿って実施する。

（2）規範意識・マナーの育成

ア　あいさつをする、きまりを守る指導の充実

・「あいさつ」「他人に迷惑をかけない」「いじめをしない、させない、みのがさない」等の指導の充実を図る。

・正しい言葉遣いができるよう指導の徹底を図る。

・情報モラルの指導を行う。

イ　身の回りの整理整頓や自他の物を大切にする指導の充実

・道具の準備や後片づけ、公共の物を大切にする実践の充実を図る。

ウ　命を大切にする指導の充実

・命を大切にする心を育む指導の充実を図る。

・児童生徒の発達段階を踏まえた危険予知・危機回避能力を高める指導を行う。

８　教師の指導力向上のための研修機会の充実

（１）学校訪問による研修機会の充実

教育施策の浸透を図り各学校における教育活動の改善･充実を目的とする計画訪問を実施している。

ア　計画訪問

学習指導要領の改善の方向性と示された「社会に開かれた教育課程」の理念を念頭に、市の教育施策（教育長・部長・課長マネジメント）が学校経営に浸透しているかを把握し、学校教育全般を支援する。

(ｱ)　認定こども園への訪問

・「一人一人の良さや可能性を認めあう学級経営」「主体的･対話的な深い学び」の視点を基にした教育･保育の改善について保育実践の参観

(ｲ)　小・中学校への訪問

・学校の取組・課題についての懇談

・「児童生徒一人一人が大切にされ、よさや可能性を高め伸ばす学級経営」「確かな学力の育成」の具体的な取り組みがみえる授業実践の参観

イ　その他学校訪問

県教育委員会と合同に実施する合同訪問、総合訪問、推進室訪問、学校訪問等を実施している。

（２）教育研究員の研修の充実

市内こども園及び小・中学校の教職員の中から教育研究員（前期・後期）の長期研修を実施する。

ア　研究員研修の趣旨

教育実践の質を高めるため、課題を明らかにし､教育の内容や方法について工夫し、方策を導き出して研究を行う。

イ　令和５年３月現在の修了者（累計）　　単位：人

総合計	（内訳）校種別		
	こども園（幼）	小学校	中学校
790	134	418	238

ウ　研修内容

(ｱ)　各研究員の課題に応じた研究活動を行う。

・半年間の研究テーマを決め、テーマに沿った研究活動を行う。

・理論研究並びに実践（授業・保育）検証を行う。

・検証授業(保育)を基に、報告書を作成する。

(ｲ)　研究員の教師としての力量を高めるため、所内･外講座を実施する

・所内講座　　研究の心構え、教科等（特別活動、道徳科）、コミュニケーションスキル、エクセル活用、情報モラル・プログラミング教育、タブレット基礎・活用、効果的なプレゼンテーション

・所外講座　　那覇市議会傍聴、不登校支援施設（教育相談課）見学、教育関連施設見学

（３）経年研修

ア　教職員研修の基本方針

沖縄県公立学校教員等育成指標に基づき、教員のキャリアステージに応じた資質能力の向上を図るために研修を実施する。

イ　令和５年度経年研修受講者数　　単位：人

	初任者研修	２年目研修	３年目研修	５年経験者研修	中堅教諭等資質向上研修
小学校	45	43	44	41	39
中学校	26	23	16	15	15
合　計	71	66	60	56	54

ウ　学級経営訪問

全初任者を対象に、日常的な授業状況を参観し、教室環境及び初任者と学級の子どもとの現状を把握するための学級経営訪問を、５月～６月にかけて実施する。

研修名	目　的
①　初任者研修（法定）	新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的な指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。
②　教職２年目研修	初任者研修を終えた教員に対して、それぞれ１年間の研修を実施し、主体的な課題解決能力を養い、教育実践の資質能力を高める
③　教職３年目研修	教職２年目研修を終えた教員に対して、それぞれ１年間の研修を実施し、主体的な課題解決能力を養い、教育実践の資質能力を高める。
④　教職５年経験者研修	教職５年目の経験を有する教員に対して、経験年数や職能に応じた基礎的な研修及び授業実践の充実を図る研修を行い、教員の職責に必要な資質能力の向上を図る。
⑤　中堅教諭等資質向上研修（法定）	在職期間が10年に達した教員に対して、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、個々の教員の能力や適性に応じて必要な事項の研修を実施し、教員としての資質能力の向上を図る。

（４）教育用図書資料提供事業

教育情報の収集及び提供を行い、教育活動を支援する。

ア　図書資料提供

(ｱ)　図書室での閲覧及び貸出（貸出は図書のみ。研究紀要等の資料は館内での閲覧のみ。）

(ｲ)　貸出期間は個人が２週間、団体は４週間

イ　レファレンスサービス

図書・資料検索システム等を活用し必要な資料の検索を担当職員が行う。また、電話・FAX・Ｅメールでの問い合わせも受付ける。

ウ　図書・資料の収集管理

独自で所報、要覧、研究紀要、指導資料等を刊行すると共に、教育関係図書や教育関係雑誌、県内の教育研究所等の研究紀要、資料等を収集保管し、情報提供を行っている。

エ　図書館資料共有化搬送システムの活用

那覇市内の各学校図書館や那覇市立図書館をネットワークで結び、図書資料を搬送システムの活用を通して共有化する。

９　ＩＣＴ教育の充実

学習指導要領には総則及び各教科において、ＩＣＴ機器等の活用が明記されており、情報活用能力を育成する重要性が一層高まっている。また、スマートフォンやインターネットを介したゲーム等の普及もあり、今後は児童生徒を取り巻くＩＣＴ環境は益々身近に、また複雑化していくと考えられる。

そのような中、児童生徒には全ての学習の基盤となる資質・能力として、情報を主体的に選択・活用、また情報発信の際におけるモラル等を身に付けることが求められている。そのため、学校教育においては必要なＩＣＴ環境を整えるとともに、情報教育や各教科等の指導に効果的なＩＣＴ機器の活用を推進し、それらを適切に活用した学習活動の充実を図る。

（１）ＩＣＴ研修の充実

ア　情報教育研修

ＩＣＴ機器活用に伴う、情報活用能力(情報モラル含む)を育成するための指導についてや教職員の情報セキュリティについての研修を実施するとともに周知徹底を図る。

イ　ＩＣＴ情報教育推進部会

ＩＣＴ情報教育推進部会を運用し、学校教育全体を通じたＩＣＴ機器（電子黒板、タブレット端末等）の活用や一人一台のタブレット端末を活用した授業実践（プログラミング教育を含む）を推進する。

ウ　学校ＩＣＴ支援員配置

ＩＣＴ支援員を業務委託し、各学校において教員のＩＣＴ活用指導力向上のための校内研修の支援を行う。

（２）ＩＣＴ機器の整備と活用

ア　ＩＣＴ機器の導入及び保守、情報通信ネットワーク環境の運用管理

(ｱ) 全小中学校（中学校分校１校含む）で有線ＬＡＮによりインターネット接続済み

イ　ＧＩＧＡスクール構想の実現に係る環境の整備及び運用管理

(ｱ) 全小中学校の普通教室及び特別教室に Wi-Fi 環境整備済み

(ｲ) 全小中学校の全児童生徒にタブレット端末配付済み（令和２年度末）

(ｳ) 小学校５・６年生及び中学生への長期休業、週末のタブレット端末持ち帰りの環境整備済み（令和５年度７月から）

タブレット端末を活用した授業風景

タブレット端末を活用して学習している様子

１０　学校規模の適正化

（１）背景

終戦後、那覇地区各学校の児童・生徒数は増加の一途をたどり、特に中心市街地においてこの傾向は著しく、4,000 人を上回る規模の学校も出現するのではないかと憂慮された。

このような事態に対処するため、1950 年代半ばに「那覇区学校配置研究委員会」が設置され、１学校の在籍数を 1,500 人に平均化しようとする学校配置計画が策定された。

また、本市は、首里市、小禄村、真和志市との市村合併により、小中学校数は増えたが、適正配置及び通学区域を考慮することなく、そのままの状態で編入されたため、学校規模において過大な状況になった。

本土復帰後は、過大規模校の解消や老朽校舎の改築等、施設整備を重点施策として推進してきた結果、過大規模校の減少を図ることができた。しかし、学校建設が急務であったことから、狭隘な市域の中、学校用地面積は多少狭くても、容易に学校用地が確保できる場所に学校を建設した結果、適正配置及び通学区域について十分な配慮を欠き、現在に至っている。

近年における全国的な少子化傾向のなか、本市においても児童生徒数は減少していく傾向にあり、加えて中心市街地における人口のドーナツ化現象により、中心市街地での小規模校と周辺市街地での大規模校の発生をみている。

学校規模の大きな学校と小さな学校には､それぞれにメリット･デメリットがあると考えられるが、那覇市教育委員会では子どもたちにとって、よりよい教育環境の整備を図るうえで、この格差を見過ごすことができない問題として平成 13 年８月に検討が行われた。

（２）那覇市立学校適正規模等審議会

教育委員会では、平成 14 年６月に那覇市立学校適正規模等審議会（以下「審議会」という。）に対して那覇市立学校の適正規模、適正配置及び通学区域等について諮問し、平成 15 年９月に答申を受けた。

（３）答申を踏まえた取組

教育委員会では、この答申（平成 15 年９月）を尊重し、平成 16 年４月に新しい学校づくりを担当する部署を組織化して、学校適正規模の実現に向け取り組むこととした。

ア　通学区域制度

答申で示された通学区域の提言に基づき、学校適正規模を前提とした通学区域制度の具体的方策に関することについて、平成 16 年６月に審議会へ諮問を行い、平成 17 年１月に答申を受けた。

教育委員会としては、審議会答申（平成 17 年１月）を踏まえて、「隣接校選択制」を平成 18 年度から小学校で、さらに平成 19 年度から中学校で実施している。

イ　学校適正配置

教育委員会においては、答申（平成 15 年９月）を尊重し、学校の適正配置に関する方針及び計画、その他必要な事項について調査検討するため、平成 17 年５月に「那覇市立学校適正配置検討委員会」を設置し、平成 18 年３月に那覇市立学校適正配置基本方針を策定した。

学校適正配置基本方針の概要

（1）　学校の適正配置について

学校の適正配置については、次代を担う子どもたちの「生きる力」が育つよう、より良い学習環境を整備し、充実した学校教育を提供するため、適正規模の学校を適正に配置する必要がある。

学校の適正規模化に向けた適正配置の具体的な方法として、『通学区域の変更』及び『学校の統合・分離』が考えられる。

ア　適正規模を下回る小規模校

通学区域の変更だけでは安定的に適正規模が確保できない場合には、学校統合についての対象とする。

イ　適正規模を上回る大規模校

通学区域の変更だけでは安定的に適正規模が確保できない場合には、分離校の整備等を視野に入れて検討することとする。

（2）　通学区域の変更

通学区域の変更は、児童生徒が就学するうえで著しい負担を与えないことを基本とする。通学区域の変更にあたっては、適正規模校以外の学校を重点的に、本市の通学区域設定の基本的な考え方を踏まえ検討することとする。

※　本市の通学区域設定の基本的な考え方は次のとおり。

ア　通学距離が現行に比べて極端に長くならないこと。

イ　通学の安全性に配慮すること。

ウ　通学路が他校の通学区域を横断することを避けること。

エ　隣接校に極端に近い区域の変更を避けること。

オ　原則として、道路・河川・町字界及び地形等で区分すること。

（3）　学校の分離

学校の分離については、児童生徒数・学級数の推計及び今後の傾向、並びに少子化に伴う児童生徒数の減少傾向を考慮したうえで、通学区域の変更だけでは改善が図られない場合、将来的に31学級以上の見込みのある学校を対象とする。

分離校の設置にあたっては、狭隘かつ過密な市域におけるこれまでの学校設置の経緯等を踏まえ、課題となる学校用地の位置選定、用地確保等について慎重に検討することとする。

（4）　学校の統合

学校の適正配置を図り、適正な学校規模を確保することは、子どもたちのよりよい学習環境、充実した学校教育を図るために必要なことである。

適正配置を進める際の留意点としては、「地域住民の理解」「児童生徒の生活圏（交友関係・遊び場等）」「通学距離・通学時間・通学路の安全性」「施設設備等の改善」等に配慮して行う必要がある。

統合対象校の基準については、将来的に児童生徒数の確保が困難な場合として、小中学校ともに、11学級以下の小規模校を対象とする。

この場合の１学級の人数は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第３条第２項の規定に基づき「40人」を基準とする。

（5）　今後の進め方

ア　適正配置により生じた財源活用・学校跡地利用

適正配置により生じた財源は、可能な限りよりよい教育環境の整備及び学校教育の充実を図る

ために活用することとする。

また、廃止する学校の建物・敷地の跡地利用は、市民の意見を踏まえ、地域及び全市的な観点から活用を検討する。

イ　適正配置計画の策定

この方針に基づく適正配置は、学級編成基準や児童生徒数の動向等を踏まえ、適正配置計画を策定して進めることとする。適正配置計画は、５年ごとの年次計画として策定することとする。

（４）那覇市立学校適正配置計画（通学区域の変更）の策定

教育委員会においては、那覇市立学校適正配置基本方針（平成 18 年３月）に基づき、通学区域に関する意見交換会を市内各所において 11 回、通学区域変更計画策定に向けての地域説明会を行い、平成 19 年６月に「那覇市立学校適正配置計画（通学区域の変更）」を策定した。

（５）那覇市立学校適正配置計画（統合・分離）の決定

教育委員会においては、那覇市立学校適正配置基本方針（平成 18 年３月）に基づき、平成 22 年 10 月に「那覇市立学校適正配置計画（統合・分離）素案」を決定した。その後、平成 23 年１月から説明会、意見交換会を実施するとともに市民意見提出制度による意見募集を経て、平成 23 年 10 月に「那覇市立学校適正配置計画（統合・分離）」を決定した。

（６）那覇市立学校適正配置計画の実施

教育委員会では、那覇市立学校適正配置計画に基づき、学校の通学区域の変更、分離及び統合を実施してきた。

ア　平成 22 年４月　小禄南小学校の通学区域の一部を小禄小学校、宇栄原小学校の通学区域へ変更

イ　平成 24 年４月　泊小学校の通学区域の一部を壺屋小学校の通学区域へ変更

ウ　平成 24 年４月　銘苅小学校と安謝小学校の分離校として天久小学校を設置

エ　平成 26 年４月　前島小学校と久茂地小学校を廃止し、両校の統合新校となる那覇小学校を設置

（７）学校規模の現状

令和５年５月１日現在、那覇市には市立の小学校が 36 校、中学校が 17 校設置されている。那覇市立学校適正配置計画に基づく学校の通学区域の変更、分離及び統合を実施した結果、学校規模についてはおおむね改善が図られている。

（令和５年５月１日現在・特別支援学級含む）

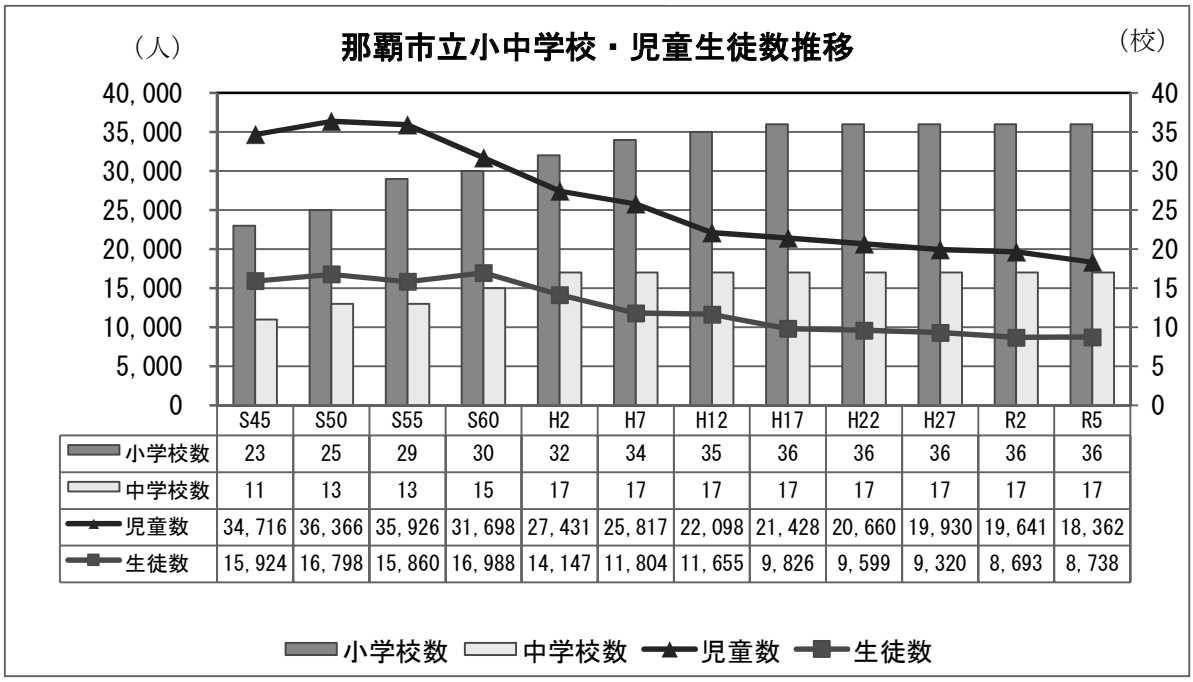

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R5
小学校数	23	25	29	30	32	34	35	36	36	36	36	36
中学校数	11	13	13	15	17	17	17	17	17	17	17	17
児童数	34,716	36,366	35,926	31,698	27,431	25,817	22,098	21,428	20,660	19,930	19,641	18,362
生徒数	15,924	16,798	15,860	16,988	14,147	11,804	11,655	9,826	9,599	9,320	8,693	8,738

（8）那覇市立学校隣接校選択制

教育委員会では平成18年度から那覇市立の小学校へ、平成19年度から那覇市立の中学校へそれぞれ入学する新１年生を対象に、住所により指定された通学区域の学校（以下、指定校）のほかに指定校の通学区域に隣り合う通学区域の学校（以下、隣接校）への入学を希望することができる隣接校選択制を導入した。

【下図　隣接校イメージ】

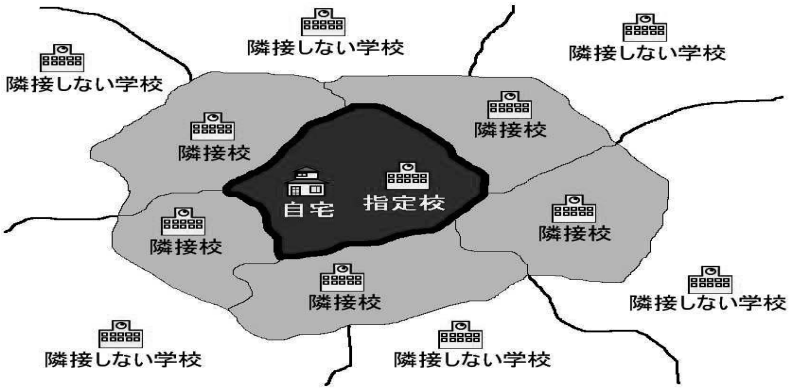

ア　隣接校選択制の概要

(ｱ)　対象者･･･那覇市に住所を有する那覇市立の小中学校へ入学する新１年生

(ｲ)　希望できる学校･･･各指定校の隣接校

(ｳ)　定員枠と抽選･･･定員枠は教室数、学校規模等を考慮して学校ごとに設定する。隣接校からの希望者によって、定員枠を超えた場合には希望者を対象に抽選を行う。指定校の児童生徒についてはすべて入学できる。

(ｴ)　学校情報の提供･･･保護者が指定校やその隣接校について、情報が得られるよう学校紹介情報を市民に公開する。また、授業参観日等に合わせて実際に学校を見学できる学校公開日については、各学校長の判断で設ける。

イ　令和５年度入学希望状況

(ｱ)　小学校

令和５年度は、全体の約8.8%にあたる255人が隣接校への希望を申請し、希望する隣接校へ入学が許可されたのは、147人で希望者数の約57.6%となっている。

大規模の学校においては、隣接校からの希望者の受入ができない状況である。

小学校項目	人数
児童数（10月1日現在）	2,911
隣接校への希望者	255
希望した隣接校への入学許可者	147
隣接校へ入学できなかった希望者	108

(ｲ)　中学校

令和５年度は、全体の約12.9%にあたる433人が隣接校への希望を申請し、希望する隣接校へ入学が許可されたのは、264人で希望者数の約61%となっている。

中学校項目	人数
生徒数（10月1日現在）	3,367
隣接校への希望者	433
希望した隣接校への入学許可者	264
隣接校へ入学できなかった希望者	169

第２節　学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる

重点目標

学校施設の耐震化を図るための改築による施設整備や、那覇市学校施設等長寿命化計画に基づく中長期的な補修等維持管理、また、借用校地の用地取得を順次行い、児童・生徒の視点に立った安全安心な学習環境づくりをすすめる。

施策事業の概要

１　学校施設の耐震化に向けた改築による施設整備

学校施設の整備にあたっては、全ての老朽校舎や災害時の避難拠点としての役割を果たす屋内運動場の耐震化に向けて、計画的に改築事業等を推進する。

（１）校舎改築

天妃小学校の校舎建設事業について、前年度に引き続き工事を継続する。

与儀小学校校舎　令和４年度完成

識名小学校校舎　令和４年度完成

（２）屋内運動場等改築

松川小学校の屋内運動場改築工事に着手する。また、古蔵小学校、若狭小学校及び松島中学校については、前年度に引き続き工事を継続する。

開南小学校屋内運動場　令和４年度完成

与儀小学校屋内運動場　令和４年度完成

２　学校施設の維持管理や整備の強化及び長寿命化対策

安全点検を日常的に実施し、安全性確保のための修繕を速やかに行う。なお、緊急性の高いものについては優先的に実施する。

（１）学校施設を長期にわたって使用できるように建物の適切な維持管理に努める。また、多様化する学習形態に対応した快適な教育環境づくりに取り組む。

事業名：小学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）

事業名：小学校遊具改修事業

事業名：松島中学校長寿命化改良事業

事業名：安岡中学校長寿命化改良（予防改修）事業

事業名：寄宮中学校長寿命化改良（予防改修）事業

（２）老朽化や時代の変化に対応できていない設備等の改善に取り組む。

事業名：小学校防災機能強化事業（昇降機）

事業名：小・中学校環境整備事業（トイレ整備）

事業名：小・中学校消防用設備等重点整備事業

事業名：小・中学校施設ブロック塀対策事業

３　借用校地の購入

財政負担の軽減及び学校施設の管理の安定化を図るため、地主の意向及び市の財政状況を踏まえながら借用校地を購入し、段階的に借用校地を減らしていく。